

# 地域善隣事業の質を担保するための 必要条件

地域善隣事業は、誰もが住み慣れた地域での居住継続を行うことを可能にする地域づくりを目指すものである。そのため、その実現の方法は、地域ごとの社会・経済情勢や地域資源の違い、担い手の特徴等によって多種多様である。

つまり、地域善隣事業とは、あくまでも「枠組み」を示しているもので、細かい仕様を規定するものではない。

ただし、質を担保するための留意は必要である。地域の多様な資源を活用するため利用者と地域に利益をもたらし、かつプラットフォームの構築を通じて、公平性・透明性ある事業展開を行うものでなければならない。

以下、事業を行う上での配慮すべき要件を整理する。

参考：東京都健康長寿医療センター研究所(栗田研究室)、東京大学大学院医学系研究科 岡村毅先生による「ふるさとの会」の取り組みの考察より

# 1. 理念の共有と利用者主体の運営

## 1. 理念の共有

- 地域善隣事業を行う関係主体間、及び支援にかかわる職員相互が理念を共有し、事業運営に当たること。

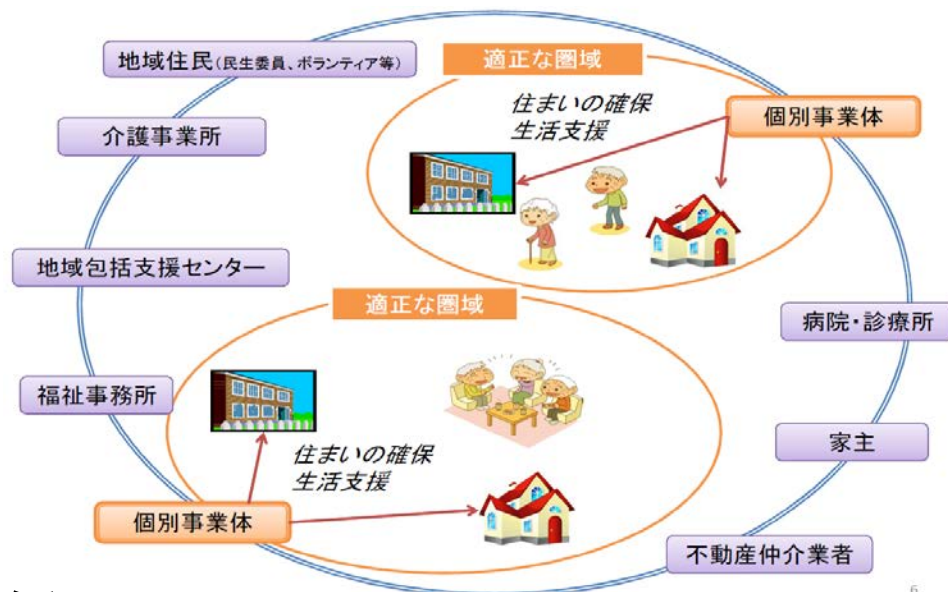
## 2. 利用者主体の運営

- 支援する側・支援される側という二項関係ではなく、利用者同士、利用者地域といった、多様な関係性の中で生活を営めるような運営を目指す。
- そのためには、たとえばふるさとの会の取り組みを参考にすると、生活上のトラブルをきっかけに利用者ミーティングを繰り返して利用者どうしの「互助」形成を図ったり、「カフェ」や「リビング」のような地域での居場所づくりを行って、地域住民との接点を意図的に創出する等の工夫があげられる。
- また、利用者は、生活保護や介護保険、医療保険等の社会保障制度に支えられながら生命を保持し、暮らしを成り立たせる者が多いことから、運営する側には常に、利用者のためにそれらのお金が使われているのか、注視し続ける必要がある。経営収支の透明性は常に確保されなければならない。

## 2. 情報・活動の開放性の確保

「情報・活動の開放性を確保」しながら事業展開するためには、具体的には以下のような取組みが求められる。

1. プラットフォームの構築
2. 事業計画の公表、見学・視察の受け入れ
3. 第三者委員会の設置等による情報公開・説明責任の義務化
4. 地域ケア会議や居住支援協議会への参画



### ＜プラットフォームの構築＞

地域の多様な地縁組織や行政機関、医療・介護サービス事業所、不動産事業者等と協働のため、ネットワーク化し、プラットフォームを構築する。

「外部の目」や評価、説明によって、事業の質と信頼を確保

# 参考：開放性

訪問看護の  
看護師さん



たまに研究者

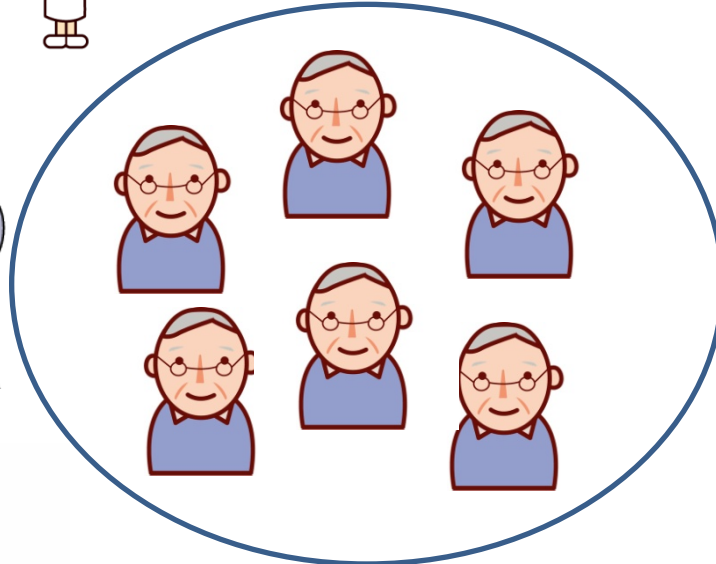


苦情申し立ての第  
三者委員会(有識  
者)

訪問医療の  
お医者さん



高齢者共同住居の分析



館長さん



ケアマネさん



ヘルパーさん



夜勤さん



行政の方



ケア付き就労の方



給食センターの配送の人

<出典：岡村毅先生資料>

外付けサービスの方が、密室にならないの  
でお互い安心安全なのでは？

# 3. 支援方法の開発と共有

## 1. 支援ノウハウを蓄積する

- とくに方法論が確立されているわけではない、入居者間や近隣とのトラブル処理やクレーム対応は、家主が安心して物件を賃貸するための必須条件であることから、事例を検証しながら、ノウハウとして蓄積する。

## 2. 常に職員どうしが学び合い、高め合うための仕組みを導入する。

- 蓄積された支援ノウハウを個人の「職人芸」にしてしまうのではなく、職員同士が共有する。
- 定期的な勉強会、実際の事例を通じた支援の研究会、関係者会議の開催

## 3. 地域善隣事業を行う事業者で連絡会議を組織し、情報共有を図る。

- 地域善隣事業は地域ごとに多様であるため、事業者間でノウハウを学び合うことによって、全体の水準の底上げを図ることが期待される。



「ナレッジ・マネジメント」による支援の質の確保・向上